



Title	揺藍期におけるフランス労働運動の一側面
Author(s)	黒木, 義典
Citation	大阪外国語大学学報. 1956, 4, p. 69-82
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80115
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

搖籃期におけるフランス労働運動の一側面

黒 木 義 典

Du mouvement ouvrier en France au début de la Monarchie de juillet.

par KUROKI Yoshinori

SOMMAIRE

En France le mouvement ouvrier n'existait pas, dans le sens strict, avant la Révolution de 1848. Cette année marque une époque particulièrement significative du mouvement ouvrier, parce qu'on peut constater dans le courant de cette année, deux faits caractéristiques: le manifeste communiste de Karl Marx et la Révolution de février.

Jusque là on ne peut reconnaître que les avant-coureurs, assez remarquables quand même. On pourrait donc appeler cette époque (préhistorique) du mouvement ouvrier.

L'événement le plus marquant du temps de cette époque préhistorique, c'est sans aucun doute l'insurrection des canuts de 1831 sur laquelle je vais faire quelques recherches en prenant considération des divers aspects du mouvement ouvrier et aussi de la vie ouvrière de cette époque-là.

Principaux points de vue:

- 1) L'esquisse de cette insurrection.
 - a) La particularité de l'organisation économique et sociale de l'industrie de la soie à Lyon.
 - b) Les causes lointaine et directe de l'insurrection.
- 2) Les aspects de la condition sociale parus au cours de cette insurrection.
 - a) La conscience de classe.
 - b) La révolution industrielle.
 - c) Les conditions ouvrières et les groupes syndicaux; la mutualité et la société de résistance.

Conclusion.

L'insurrection des canuts était pour, ainsi dire une blessure de la société qui était en train d'accomplir la révolution industrielle, et la défaite de cette insurrection montre en même temps la force et la faiblesse de la classe ouvrière. On pourrait donc constater les étapes des divers éléments du mouvement ouvrier ou plutôt de classe ouvrière qui était encore dans son (enfance).

Le caractère et la manière d'être sont déterminés par l'état de la conscience de classe d'une part, et par le degré du progrès de la révolution industrielle d'autre part. Il va sans dire que la conscience de classe se constitue au fur et à mesure de la révolution industrielle. Ainsi on peut conclure que, pour la naissance du mouvement ouvrier dans le sens moderne, il faut attendre l'accomplissement de la révolution industrielle, c'est-à-dire jusqu'au dernier quart du XIX^e siècle.

Je dois remercier sincèrement MM. Dolléans, Bruhat et Montreuil dont j'ai toujours consulté les ouvrages avec beaucoup d'intérêts.

序 説

フランスの労働組合は——特に總同盟 (Confédération générale du Travail) の成立した 1895年頃から後にそれは明瞭であるが——主としてブルドン (Pierre-Joseph Proudhon) とマルクスの影響のもとに発達し今日に至ってもその傳統をとどめていると考えられる。第一インターナショナル時代——ブルドンは既に死んでいたが——ブルドン派とマルクス派が對立した歴史が形を變えてフランスの組合内部にも持ちこまれたのであって、その對立或いはそれぞれの影響がどのような形をとって残っているかを考察することは興味ある問題であるが、今その問題には觸れないこととする。たゞこの兩者の影響のもとに発達したと言う前提に立つならば、この兩者の出現以前には労働組合もまた存在しなかったと考えていい譯である。

ところでブルドンの最初の論文〈財産とは何か〉(Qu'est-ce que la propriété?) が書かれたのが1840年であり、彼の主著が次々に世に出たのはそれから更に數年後のことであり、一方マルクスの〈manifeste〉が出たのは1848年⁽¹⁾のことであるからごく大ざっぱに言えばフランスにおいて労働運動が生れたのは十九世紀後半であると言うことができる。

1848年は〈manifeste〉の年であると同時に二月革命の起った年でもある。二月革命後の臨時政府 (gouvernement provisoire) には労働者のアルベール (Albert), フロコン (Flocon) の二人が入っており、社會主義者のルイ・ブラン (Louis Blanc) 等と共に大いに労働者の爲の政策を取入れようとした。國營工場 (Ateliers nationaux) の設立とか、労働條件の改善を研究する爲のルクサンブール委員會 (La Commission du Luxembourg) の組織等いずれもその線にそった施策であり労働者大衆の意思が政治に反映したと言う點では劃期的な意義を持つものである。二月革命の成果は同年六月には早くも大部分失われやがて第二帝政へと變貌しては行つたが1848年と言う年が記念すべき年であることは否定できないところである。

註1 フランスで特にマルクス主義の立場に立ったのはジュール・ゲード (Jules Guesde) で1870年頃以前には殆んど直接的な影響を与えていない。

上述の事情から十九世紀前半を労働運動にとっての搖籃期と呼ぶことは不當ではないと思うので本稿では1830年頃を中心とする時代を搖籃期と稱し、その時代を考察の中心とする豫定である。

この時期における最も大きな事件は1830年の七月革命であろうが、この事件——と呼ぶには餘りにも大きな事件であるが——が複雑な要素から成立つ政治的な事件であるのに對し1831年のリヨンにおける絹織物業職工の騷擾 (Insurrection des Canuts) は純粹の労働者の事件であり、その意味ではこの時期における最も重要な事件と考えていいと思う。

ジャン・モンルーイユ⁽²⁾ (Jean Montreuil) が労働者の三つの敗北として、リヨン事件、二月革命、コンミュヌの三つを挙げているのはそう言うリヨン事件の持つ意味を評價するが故であると思う。特にこの事件の原因、経過、結果に現れた諸形態はこの時期における労働者一般の機相を極めて印象強く素描していると思うのでまずこの事件から始めたいと思う。

本 論

A) 事件の概観⁽³⁾

a) リヨン絹織物業の組織

リヨンに斯業が導入されたのはフランソワ一世時代1586年のことであると言われるがその後王室の保護奨励もあり獨占的企業としてアンシャン・レジーム時代繁榮を誇っていた。大革命以後も諸外國の競争或いは綿工業發達に依る壓力等の不利な條件にも拘わらず絹製品の出額額は全輸出額の三分之一を占めており依然有力な輸出産業であった。

しかし綿業や羊毛業が機械導入に依って技術的にも經營的にも新しい体制をとりつゝあったのに反して十八世紀以來殆んど全く變化していない絹織物業がこのような地位を占めていたのは過去の墮性に依って動いているだけであって、産業革命の發展と共にその内含する矛盾を暴露すべき必然性があつたと言ふべきであろう。

まずその特殊な企業組織が問題となる。リヨンに斯業を導入したのは主としてイタリアの商人達であつて彼等はイギリスのラシヤ商人と同じように商業資本家として出發した。

1830年頃その商人の後身たる人々は「製造家」(fabricant) と呼ばれその數1000人位であつた。彼等は製造家と呼ばれるけれども、生産に従事せず専ら原料の販賣、製品の買取或いは資金の貸付等問屋的職分を果し實質的に斯業を支配していた。勿論彼等の中にも種々の製業があつて一律

註2 Histoire du mouvement ouvrier en France.

註3 この事件は通常騷擾 (Insurrection) と呼ばれそのほか émeute, révolte, trouble 等とも呼ばれるが便宜上事件と呼ぶことにする。

に論ずることは危険ではあるが大体においてリヨンにおける資本家層を形成していたと見るべきである。彼等はまた——その元祖がイタリアから來た商人であった爲か——傳統的に出稼ぎ氣質が強く十年位稼ぐと轉業する者が多く、従つてその短い期間にできるだけ利益を擧げようとする反面、大きな資本を投下しようと言う進取的企業精神に欠けていた。

製造家の注文を受け、そして彼等から材料を買い彼等の支配下に製造に従事するのは工場長 (Chef d'atelier) と呼ばれる小工場主である。その數およそ8000人位と言われ、多くは數台の織機を所有し、それに必要な職人 (compagnon) を僱つて製造に當っている。彼等の中にも同じように——經濟的に——種々の段階があることは當然であるが多くは自らも職人と共に働き製造家の壓力に依つて實質的には次第に賃労働者に變容しつつあった。勿論彼等が受取るのは製品代價であつて——これを *tarif* と呼ぶ——賃銀ではない。製造家から受取つた代價の中から職人の賃銀及び織機の維持費を支拂うのであるが代價は殆んど製造家の一方的な意思に依つて決定されるので實質的な獨立性は殆んど失われてしまつていた。

工場長に僱われている職人は5萬人位⁽⁴⁾である。

1820年頃からイタリア、スイス、イギリス等諸外國の競争を理由に製造家は價格引下げを度々行つた。外國との競争が激化したことは事實であるがしかし前述のように輸出は依然重要な地位を占め、むしろ増加している位であるから製造家達が價格を切下げる爲の口實として誇張したことは確かであろう。實は外國の競争よりもっと手近な處に原因があつたのではなからうか。

綿業や羊毛業では既に除々にではあるが機械の導入が行われ始めており、絹織物業についてもリヨン以外の地では機械化に依る製造が行われ或いは計畫されていた。そこでリヨンの業者達がこの傾向に氣付かない筈はない。もともと出稼ぎ的氣質の強い製造家達がこの新しい傾向に順應して機械化を計ろうとする意氣込を見せるとは考えられないから自然できるだけ價格を切下げて急速に儲けてしまおうと言う方向に向つたものであろう。從來6フラン程度であつた工場長の日收は半分——3フラン位——に減じた。従つて彼等は1日15時間働いても職人の賃銀や經費を差引くと實收入1フラン程度にしか當らない。當時パリにおける賃銀標準は成年男子で2, 3フランであるからこの收入では殆んど生存不可能に近い。

人口の急激な増加⁽⁵⁾に依つて食糧不足、住宅難が深刻となり1828年には一年間で棄子が8000人以上もあつたと言つたような記録も残っている。

註4 この數字は3萬から8萬の間で一定しない。婦女子や見習等の取扱いに依つても異なるであらうし、また當時の正確な資料が残っていないので判然しないのであろう。

註5 1803年—9萬, 1831—15萬。英國の諸都市に比べれば緩慢であつたが。

b) 事件の経過

1831年2月頃からの調停委員会（Conseil des prud'hommes）の努力にも拘わらず価格改訂の問題が解決しないので10月25日懸知事ブーヴィエ・デュ・モラル（Bouvier du Molart）は商業會議所の指名した製造家代表22名と工場長、職人の選挙に依って定められた工場長22名を以て委員会を組織しその議に基いて新しい価格を決定し11月1日から実施するよう公示した。委員会もその線に沿ってこの価格が実施されるよう監視することになっていた。ところが一部（104名と言われる）の製造家はこの決定を承諾しないと宣言した。形式的な理由として、工場長側委員は選挙に依って決定されたから全員を代表していると考えることができるのに反して製造家委員はそうでないから代表者とは認められないと言うことが挙げられている。また決定は労働者（工場長）側委員の圧力の下になされたもので自由な意思表示とは考えられないとも言っている。そして彼等は一方において工場長に對する注文を取消し或いは取消しの豫告をなすことによって牽制し他方商工大臣ダルグー（d'Argout）や總理大臣カジミール・ペリエ（Casimir Périer）の後援を得て議會に覺書を送りこの価格の廢棄を要請した。その覺書の中で、モラルの重大な誤りに依って（価格改訂を指す）リヨンの工業は重大な危機に陥っており、もしこの価格が實施されるならば製造家達は仕事を放棄するほかなくなるであろうと述べたので政府も議會も彼等の立場を支持し商工大臣はモラルに指令を發しさきの決定は法的拘束力を持たないものであると公告させた。ここに決定は實質的に破棄され、104名の製造家の主張が容認される結果となった。

11月20日工場長を中心とする労働者は罷業を決定、示威行進を起し國民衛兵及び軍隊と衝突した。軍隊司令官は22日市街地から撤退し労働者は市役所を占領し10日間市を支配することとなった。（司令官が早く撤退したのは賢明な策でその爲流血の惨事を防止することができた。ティエールがコンミューヌの際とった行動はこの教訓に基くものと言われている。）

このような場合訓練のない集團は暴徒化して破壊行為をなしやすいものである。しかしリヨンの労働者達は極めて平靜に行動し、一部不評の製造家の家に放火すると言う事件が起った程度であり、その秩序の嚴正であったことは検事總長デュプラン（Duplan）をはじめ當時の官憲や新聞の等しく認めるところである。

しかし市行政を司る程の統治能力を持っていないし、またこんなに簡単に市役所を占領するつもりでもなかったろうから忽ち行詰ってしまったのも當然である。だから12月3日オルレアン公（Duc d'Orléans）が入城した際は何等の抵抗もなく事はあっけなく形付いてしまった。七月王朝は成立したばかりで人々はその性格を未だ良く理解していたとは言えず、むしろ人民の味方であると言う漠然たる人気を得ていたし、特にこの事件に當ってはリヨンの絹織業を救済する爲に

王が64萬フランに上る註文を發したと言う事實もある。如何に規模が大きくなったとは言え地方的な暴動事件に過ぎないこの事件の爲にオルレアン公を引出したのも、王室の人氣を利用してなるべく武力を用いずにおさめてしまうと言う作戦に依るものであろう。そしてその作戦は成功し、オルレアン公の入城は〈雨後の虹〉のようなものであるから暗着を着て公を迎えるようにとの知事の命令は大体において實行されたようである。勿論兵2萬大砲150門を従えての入城であり大砲を發射した後であるから武力に對する恐怖もあったではあろうが、上述のような空氣が強かったことは想像に難くない。

B) この事件に現れた諸問題

この事件は七月王朝が経験した最初の騷擾事件であると共に史上最初の労働者の集團的な行動である。いわばこの時代の一つの傷口であって、その傷口からはこの時代が持っている病狀がさらけ出されている。そこでこの傷口からのぞかれる症狀の幾つかについて考えたいと思う。

a) 階級意識

この事件の當事者たるリヨンの労働者がどの程度に〈階級意識〉を持っていたかと言う疑問に對してはさまざまな見解がある。ブリュア⁽⁶⁾ (Jean Bruhat) は否定的に見ているようである。彼の見解を要約するとまず第一にこの事件の中心となったのは工場長達であるが彼等は工場の所有者であるから賃労働者ではなくて或意味において資本家である。従って彼等が労働者としての意識を持っていたとは考えられない。むしろこの事件を失敗に導いた原因の一つは工場長と職人との對立であつたと言う。この最後の點は或程度事實であつて事件發生の翌日頃から既に二つのグループが明瞭に分れ、工場長はソーヌ河右岸に集り、職人達は主として市役所附近に集結していたと言うことである。また前者が政治的な行動をつゝしみ、政府に頼つてその力に依つて少しでも實利を得ようとする方針であつたのに對し後者は政治的色彩を表わしていたとも言われているからこの兩者の間に喰違ひがあつたことは明らかであらう。第二にこの事件には指導精神とも言ふべき理念が認められない。彼等を結びつけ行動せしめたのは〈價格改訂〉と言う目前の事柄であつて本質的な共通目標を持っていない。市役所を占領しても何等爲すことなく消えてしまつたのもその爲である。結局ブリュアは階級意識がこの事件を生んだのではなくてこの事件の過程における上述のような對立が階級意識の形成に役立ったと見てゐるようである。これに對しブルジャン⁽⁷⁾ (Bourgin) のように、この事件が決して空腹に依る偶發的な事件ではなくて七月革命の教訓を基とし相互主義を軸とするプロレタリアの自覺的行動であると考ええる見方もある。行動が秩

註6 Histoire du mouvement ouvrier français

註7 ブールジャンの見解はモンルーイユに依つた。直接確かめることができなかった。

序正しく暴徒的でなかったことはその一つの證據であるかも知れない。いずれが正しいか斷定することはできないがブリュアの見解に賛成し度い。階級意識と呼び得る程度に強度な共通の感情が生れる爲には階級としての單一性が一つの前提であって工場長のような中間的の層と分離し純粹賃労働者だけの團體ができる程度に成長しなければならないであろう。フランスだけに限定していえば、七月革命リヨン事件二月革命コンミューヌ等の事件毎にそのような成長が見られやがて近代的な階級の形成を見るに至ったということになる。

七月革命の際も實質的に中心となった行動したのは印刷工を先頭とする労働者である。しかるにティエール等所謂自由主義者にうまく利用され結果的にはブルジョワ王朝出現の爲に努力したことになってしまった。七月王朝成立當時は政治家も労働者の活躍に注目し又その功績を認めていた。例えば大臣デュパン（Dupin）は〈今日のように労働者の英雄的行爲に依って王國が樹立された以上は王國は勇取るこれ等労働者の福祉の爲に何物かを作らなければならない〉と述べ同様な論説は多くの自由主義系の新聞にも現れたと言うことであるが王朝の基礎が安定すると共にそれ等は空手形と化した事は歴史の物語る通りである。

復古王朝では貴族が再び勢力を占めていたので貴族對人民と言う形式が依然として存在し労働者と資本家とは勿論同一の範疇に属していた譯である。従って七月革命迄〈進歩的〉な陣營を代表しその中心となったのは自由主義者（libéraux）であるがこの人達は貴族に對立するブルジョワジイを代表する人達であってその意味では大革命の指導者達と全く同じ性格の人々であつたのである。七月王朝でこれ等の人々が中心勢力を形成することに依ってはじめてそれと對立する労働者階級——獨立した階級として——が生じたのも當然と言えよう。自由主義者との分離が一面において指導者を失つた爲に行動力を弱めることにもなったがしかし純粹に階級としての理念と意識を形成すると言う點では大きな進歩であり成長であつたとすれば、リヨン事件において工場長と對立し分離したことも同じ方向に向つての一進歩と考えることができる。尤も多くの人はそのように考えず——實際的な面から考えて——中小企業者たる工場長が次第に賃労働者に轉落して行つたことに依って労働者の素質を向上させ従つてその能力を高めた點に注目しているようである。

次にこの事件がこのような段階における労働者の意識にそして行動にどのような影響を與えたかについて見ることにする。

この事件以前にも労働者の罷業は存在した。しかしこの事件の直後1832年頃には目立って同様の事件が起るようになった。パリ、ナント等で500人以上の罷業が度々起りいずれもくりヨンの労働者を見習つて）と言う標語を掲げたと云われるが1833年にはパリの木工職工5000人の罷業、

1834年には再びリヨンにおける暴動、及び有名なトランスノナン街（Rue Transnonain）の虐殺事件が起っている。勿論これ等の事件はそれぞれの原因と存在理由を持つものであるからすべてリヨン事件を導火線とするものであると考えることはできないがこのようない連の事件の緒となった事実は否定できないであろう。

プロレタリア（prolétariat, prolétaire）と言う言葉がいつ頃から用いられたか詳らかにしないが大体この頃ではないかと思う。

1832年（34年とも言われる）ブランキ（Louis-Auguste Blanqui）が裁判長に對して職業はプロレタリア（prolétaire）であると答えそんな職業はないと言う反問に對して〈自己の労働に依って生活しているながら政治的權利を剝奪されている3000萬フランス人の職業である〉と答えたと言われるが同じ1832年にローマン的社會主義者と呼ばれるピエール・ルルウ（Pierre Leroux）は〈貴族の特權廢止はブルジョワジイの特權廢止、プロレタリアの向上への前奏曲に過ぎない〉と書いている。マルクス學説が普及している今日から考えれば別に珍らしいことではないがマルクス以前のものとしては注目されていゝ。（フランスの社會主義者を一括して〈空想的〉〈非科學的〉と片づけてしまうのは誤りであつて、實はマルクスは極めて多くをフランス社會主義者に負っているのであるがその一端はこゝにうかがわれるのである。）

思想家でない純然たる労働者の中から指導者が出て來たこともこの時代以後のことであろう。例えばエフラエム（Efrahem）、グリニオン（Grignon）等がそれであつていずれも30年代の實踐運動に大きな足跡を残している。グリニオンの〈……現在富裕者のみが法律を作っているが、われわれがその悲慘な状態から逃れる爲には彼等と同様市民としての權利を行使するほかはない〉という言葉からも察せられる如く彼等は結局政治を動かさなければ労働者の利益を獲得することはできないと言う事實を認識しておりその爲に労働者の政治への發言力を擴大することにつとめた。このような労働者の出現は大きな進歩と言わねばならないがしかしブリュアの次のような見解もまた考慮しなければならない。即ちこのような労働者がすべて靴屋、洋服屋等の古い家内工業的職人の出身であつて工場労働者でないと言う點において近代的でないと言うのである。近代的な労働者を工場労働者それも大資本に従屬する大工場における労働者と解するならばそのような労働者の存在する爲の前提條件として巨大資本に依る大工場の存在が必然的である。斯くしてブリュアは労働者が階級としての存在を明確にし得る爲には産業革命の完成が必要であつたと言う結論に達している。

なお階級の固定と言う點について次のような事實についても一考を要すると思う。フランスは傳統的に職人的組織が強く、徒弟から職人、職人から親方へと〈出世〉して行くようになっていた。少くともそう言う可能性が多分に存在した。（勿論このことはフランスに限らないであらうけ

れども）、十九世紀中頃においてもなお經營者の85%は職人から成上った者であつたと言われるがしかしこのような現象はほゞその頃で終つてしまい職人から經營者に成上る可能性が殆んど消えてしまったということである。資本主義が金融資本主義に轉化するにつれてそうなっていくのは當然のことではあるがこのことが労働者に及ぼした心理的影響は否定できないであろう。なぜなら成上て行くと言う形式が存在する限り、資本家とか労働者とか言うのは一つの段階であつて〈階級〉ではない。今日の労働者は——子供がやがて大人になるように——やがて資本家になるべく豫定されているのだからこれを固定的な階級とは言えないのである。ところが一度〈成上り〉の可能性が完全に或いは殆んど失われてしまうと労働者はもはや未來の資本家ではない。労働者と言う〈階級〉が生じたと見るべきである。

階級が固定してしまうと職人同志が資本家への途を競争することはなくなる。また現在の貧しさから逃れる爲の方法として資本家に成上ると言う途がとざされたのだから労働者としての現状を向上させる以外に方法がなくなる。斯くして階級の固定化と言うことは両面から労働者の意識を強めるに役立ったと思われる。その階級の固定と言うことは結局資本主義の進展に依つて起るのであるからこれも産業革命の完成と表裏一体をなす現象である。こゝにおいてわれわれは十九世紀前半——特に30年代——における産業革命の進展について一瞥しなければならない。

b) フランスにおける産業革命

フランスにおける産業革命の進展は主として七月王朝時代に起つた現象でそれ以前には未だ準備的段階に過ぎなかった。まず重工業就中製鐵業について見ると1818年に設立されたフルシャンボー（Fourchambault）工場は1827年には熔鑛爐10基、反射爐20基を備付け職工數2,400、鐵の年産6,000トンに達したドゥ・ヴェンデル（De Wendel）工場も同じ年5,800トンの年産額であつた。フランス全体での年産額は1830年において約26萬トン（1818年—22萬、1847年—59萬であつた。

然然としては未だ薪の使用が多く1831年熔鑛爐總數408基中コークスを使用するものは29基に過ぎなかった。石炭消費高次の通り

1818	100萬トン	1825	150萬トン
1830	250萬トン	1847	750萬トン

鑛山鐵道は1823年にはじめて布設された普通鐵道は1831年まで實現せず初期における軒程は大概次のようなものである。

1831	38軒	1834	59軒
1840	435	1845	880
1847	1,832		

機械の導入もこの時期には未だ除々にしか行われなかった。最も進んでいたのは綿業殊に製糸業であるが機械動力を使用する工場は全体の一割程度に過ぎず綿織物では特に家内工業的色彩が強く總生産高の三割以上が家内工業製品であった。企業の規模としては依然として小企業が外く、製鐵鑛山及び一部の綿糸工業を除いて使用人5人未満の工場が大部分であった。

人口の都市集中も産業革命の一現象であるがフランスで都市人口が全人口の25%に達したのは漸く1851年に至ってであった。十九世紀前半における都市人口増加の形勢を英國と對比すると次のような結果が現れる。

都市名	1800	1850	倍率
ロンドン	959,000	2,363,000	2.5
クラスゴー	77,000	329,000	4.3
バーミンガム	71,000	242,000	3.4
パリ	547,000	1,053,000	1.9
マルセーユ	100,000	200,000	2.0
ボルドウ	91,000	127,000	1.4
リル	55,000	101,000	1.8

また人口5萬以上の都市数は英國では同じ50年間に7市から27市と約4倍に増加したがフランスでは5市から9市と2倍弱に過ぎない。

英國ではまた従來農村の副業として繁榮していた織物業が急激に都市の工場へ吸収されその爲農村にとって深刻な打撃を與えそれが労働問題と錯そうしたと言われるがフランスは同じような問題は起らなかった。

第一に工場生産への移行が英國程急激ではなく十九世紀中頃までは上述のように家内工業が重要な地位を占めていたのだから、それ程深刻ではなかった。

第二にフランスでは英國に比べて土地が廣いので副業に依存する度合は英國農民に比して遙かに低いのである。しかも大革命の結果土地の拂下げ等農民優遇の政策がとられ、復古王朝時代の政府も保護關稅に依つて農村を保護する立場をとっていたから相對的には恵まれた状態に在った。従つて副業を失った農村人口が都市に流れ込むと言う現象は餘り起らずそれだけに失業問題と言うようなことはそれ程深刻ではなかった譯である。

小企業が多く人口集中が激しくないといふのは結局近代的な労働者が數において非常に劣勢であったことを示している。後年労働運動の中心をなした炭鑛労働者は1830年—15,600, 1847年—41,800であったと言うから近代的工業構成とは程遠いものである。要するに階級意識を生み出す條件としての産業革命は未だ極めて不充分にしかととのっていないからといふことができる。

c) 労働条件

1) 生活状態

當時における労働者の生活について最も廣く引用されるのは1840年のヴィエルメ (Villermé) の調査であるが、それに依れば夫婦と子供2人の4人家族の家計は次のようなものであった。

	収入	支出
父親	$2 \text{ fr} \times 300 = 600 \text{ fr}$	食費 570 fr
母親	$1 \times 200 = 200$	住居費 130
子供	$0.5 \times 260 = 130$	衣料費 140
		その他 19
合計	930	859

計算上71フランの黒字となっているがそれは子供を含む全員が常時働くことを前提としている。一方病氣その他不事の出費を含んでいないので實際は生活殆んど不可能であった。特に工場環境が悪く又労働時間は15時間から18時間に及ぶことさえあったから病氣になることが多く、従って労働者としては絶えず不安にさらされていた。婦女子労働は家計上も必要であったが一方経営者としても機械使用に伴い簡単な作業が増加したので成年男子にかえて婦女子を傭うことが利益であったからこの傾向は一層盛んとなった。工場の掃除とか糸捲きの整理などには12才位から往々にして8才位の子供が傭われることが珍しくなかった。

主要食料品の価格は下の通りである。

パン	1ポンド	12~15 サンチーム
牛肉	"	40~45 "
バター	"	70~75 "

従って上記4人家族で(1人1日2ポンドのパンを食べるとすれば)400フランがパン代に向けられ他の食料品の購入の爲の費用は僅か170フランに過ぎない。従って肉を食べるのは祭日に限られブドウ酒も同様であった。バターは父親だけしか食べず牛乳の使用も一家族で半リットル位に過ぎなかった。労働条件の改善と言うような一般的問題に考え及ぶ迄に至っていない未成長な労働者でも病氣とか失業と言う災害に對して身を守ろうと考えるのは言わば本能的な行動であって驚くことはない。そしてそう言う災害に對する救済方法は個人の力では何ともできない、団体の力に依らなければならないから自然労働組合が組織されることになる。

2) 互助組合

ところがフランスにおいては労働組合の組織は1791年のル・シャプリエ法(La loi Le chape-

lier)で禁止されていた。その法律の主旨はその第一條、第二條に規定されている。

第一條 同一の地位或いは職業に屬する市民を含む一切の組合(corporation)を抹殺することはフランス憲法の基本的要求であるから、如何なる名稱如何なる形式であっても組合の再編は禁止される。

第二條 同一地位同一職業に屬する企業者、商人或いは職人が集合して會長書記委員等を選出し、共通帳簿を有し或いは共通の利益の爲に規程を作る爲の行爲をしてはいけない。

この條文から判るようにこの法律の直接對象とするところは労働組合ではなくてアンシャン・レジーム時代の同業組合であった。同業組合の弊害については既に人々の認めるところであったから革命政府がそれを禁止したことは當然ある。それに法の前に一切の人民は平等であると言う精神から國家と人民とを認め中間的な一切の團體を認めないということも勿論理解できることである。だからこの法律が労働者の團結權を彈壓する爲に作られたものでないことは確かである。第一この時代には労働者の團體がそれ程(彈壓の對象となる程に)強力であった譯でもない。時代が變るにつれて結果的にそう言う目的に利用されただけのことであるが復古王朝の末期頃からは専らその爲の法律と化し労働組合の發生を妨げていた。そこで初期における組合は相互扶助を目的とする互助組合(Mutualité)に限られていた。互助組合はアンシャン・レジーム時代にもあったと言うことであるが1791年バリの鍛工(Corroyeur)、貴金蜀工(Orfèvre)の兩組合をはじめ次第に各地で組織され1823年には組合數132、加入者數11,143名を數え中でも有力な組合が40以上あったと言われる。

その目的は今日の共済組合に似たもので主として病氣休業の爲収入が無くなった場合これを補うことであった。例えばバリの指物師組合(Mutualité des charpentiers parisiens)は月額2.25フランの組合費を徴集しその代り病氣欠勤で収入が無くなった場合1日2フランを支給することになっていた。その他の組合もほぼ同じような内容のものであって組合員相互の互助のみを目標とし、その組合の共通の利益を追及することはル・シャプリエ法の禁じているところであるから勿論行うことができなかった。災害に備えて貯蓄すると言うのだから資本家としても別に危険を感じる必要はなく従って禁止することもない。しかしこの組合は次のような點において労働組合へ發展する要素を含んでいたと言える。

イ) 目的が消極的なものであるにせよ團體をつくり團體の力を得たと言うことがが團結のための訓練となったこと。

ロ) 病氣と言う一つの不幸に對して防禦すると言うことから次には失業に對する防禦の必要を感じるようになりひいてはそう言う不幸を未然に防止する爲に労働條件の改善を要求しようと言

う欲求が起るのは極めて自然であると言うこと。

ハ) 基金が次第に多くなり或程度の經濟力を持つことに依って罷業をなし得るだけの實力を得たこと。

如上の意味で互助組合が労働組合の先驅者であることは疑いないが更に次のような形式が互助組合と近代労働組合との中間的存在として登場する。

3) 抵抗組合

機械の使用が進むにつれて労働者は失業危険にさらさせることが多くなって来る。しかもこの危険は病氣以上に不可抗的である。更に賃銀引下げと言う今一つの危険も生じて來たが、互助組合の力ではこの危険を防止することはできない。醫學において治療と共に或いはそれ代上に豫防が必要であるように不幸が起ってから救済するよりも起らないように努力することが一層必要であり有意義であることは言うまでもない。そこで互助組合と異り積極的に生活を——そして労働條件を——向上せしめようと言う目的を有する抵抗組合 (La société de résistance) が組織されるようになった。その先驅としてまず1830年リヨンにおいて工場長だけで組織された組合 (Devoir mutuel) が現れた。その目的は「リヨンにおける絹織物業に従事する工場長の道徳的物質的地位を次第に改善すること」でその爲に次のような具体的方法を掲げている。

イ) 合理的價格獲得の爲の努力

ロ) 工場内外の不合理排除

ハ) 機械操作に關する共同習業

ニ) 道具類の相互融通

ホ) 物資の共同購入

この組合は工場長だけの団体であるからその性格に疑問もあるがとにかく積極的に地位の向上を目標とした団体の最初の試みとして注目されていゝであろう。しかもその出現がリヨン事件の前年であつて同事件の中心となつた工場長達に依つて組織されたことは單なる偶然とはいひ得ないであろう。勿論逆にこの組合が事件を起した原動力であつたと考える譯にも行かないであろうが。

たゞリヨン事件以後抵抗組合が急速に發達したことは明らかである。

1832年パリの紡績工は友愛協會 (Société d'union fraternelle et philanthropique) を組織し雇主が賃銀を引下げた場合に補償をなすことにした。1831年に組織されたパリの洋服職人組合は1832年に改組され病氣と同様失職の場合にも手當を出すことにした。このような方針は他の多くの団体でも採用された。1833年にはナント (Nantes) の印刷工は相互扶助金庫 (Caisse de

Secours Mutuels et de Prévoyance)を組織し病氣老衰に對する手當のほか雇主に依り追放された職人に對する旅費をも支給することとした。1833年にはまたパリの石工、砂糖精製職人、鏈職人等をはじめ各地において各職種にわたって同様の團體が次々に出來て行つた。前述のように同年9月に起つたパリの木工職人組合の罷業には5000名の組合員が参加したがその背景となり支持力となつたのは抵抗組合であつたことは勿論である。

要するにリヨン事件は1830年頃における勞働運動の發展段階の諸相を明確にえがき出した事件であつて、この事件の考察に依つて廣く勞働運動史一般の研究への示唆が得られると思う。

なお次の諸問題について當然考えなければならないが餘りに廣範圍にわたるので將來の課題として残した。

1) 社會主義者との關係

フーリエはこの事件を目撃しその結果彼の晩年の思想は著しく〈行動〉否定論の色彩を帯びたと言う。またプルドンがリヨンに滞在した期間が非常に長かつたからこの事件の影響を相當受けていると思われる。

2) 新聞紙の役割

勞働者の編集發行する新聞が數多く現れたのも1830年代の特色であつていずれも短命ではあつたがその果たした役割は大きかつた。

3) 共和派との關係

コンミューヌ迄は共和派との協力が大きな意味を有しその後は分離して行つた。その過程を勞働階級の成長と言う觀點から考えることは興味深い問題であらう。

4) 上記共和派と關連して當時盛んに組織された諸結社の任務、存在理由を考えること。

主 要 参 考 書

Larousse (刊): Histoire de France II

Hachette (刊): Histoire de la France II

Henri Sée: Histoire économique de la France II

Albert Dominique: La révolution sociale économique et politique de 1800 à 1850.

Edouard Dolléans: Histoire du mouvement ouvrier I

〃 : Histoire du travail en France I

Jean Bruhat: Histoire du mouvement ouvrier français. I

Jean Montreuil: Histoire du mouvement ouvrier en France.

Paul Louis: Histoire du socialisme en France.

Maxime Leroy: Histoire des idées sociales en France III.

Ferdinand Rude: C'est nous Les canuts.